

山形自動車道  
西川 I C ～ 月山 I C 間  
地すべり対策工設計

特 記 仕 様 書 (案)

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 東北支社  
山形管理事務所

## 目 次

### 第1章 総則

|      |                   |   |
|------|-------------------|---|
| 1-1  | 調査等概要             | 1 |
| 1-2  | 適用する共通仕様書         | 1 |
| 1-3  | テクリスへの登録          | 1 |
| 1-4  | 履行期間              | 2 |
| 1-5  | 資料の貸与             | 2 |
| 1-6  | 受注者相互の協力          | 3 |
| 1-7  | 部分使用              | 3 |
| 1-8  | 計画工程表             | 3 |
| 1-9  | 調査等打合簿の作成及び提出について | 4 |
| 1-10 | 工事記録情報の作成及び提出について | 4 |
| 1-11 | 三者協議会について         | 5 |
| 1-12 | クマ対策に係る費用         | 5 |

### 第2章 業務細部に関する事項

|      |             |    |
|------|-------------|----|
| 2-1  | 適用すべき諸基準    | 7  |
| 2-2  | 業務の内容       | 7  |
| 2-3  | 設計条件        | 7  |
| 2-4  | 現地踏査        | 8  |
| 2-5  | 地すべり対策工検討   | 9  |
| 2-6  | 地すべり対策工補修設計 | 10 |
| 2-7  | 電算機使用料      | 11 |
| 2-8  | 設計打合せ       | 11 |
| 2-9  | 交通費・宿泊費     | 11 |
| 2-10 | 成果品         | 11 |

### 第3章 補足事項

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 3-1 | 調査等打合簿への概略業務量の提示 | 13 |
| 3-2 | 遠隔立会             | 13 |
| 3-3 | 現地立入             | 13 |
| 3-4 | 技術検討会への協力        | 13 |
| 3-5 | 設計図書の変更及び追加について  | 13 |

## 第1章 総則

### 1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 山形自動車道 西川IC～月山IC間地すべり対策工設計

1-1-2 道路名 山形自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 山形県西川町大字睦合 (西川IC)  
至) 山形県西川町大字月山沢 (月山IC)

### 1-1-4 主な履行内容

|                     |      |
|---------------------|------|
| 現地踏査                | 1 式  |
| 地すべり対策工検討 安定解析      | 1 断面 |
| 地すべり対策工検討 防止工法の選定   | 1 箇所 |
| 地すべり対策工補修設計 補修計画検討A | 1 箇所 |
| 地すべり対策工補修設計 補修計画検討B | 1 箇所 |
| 地すべり対策工補修設計 補修計画検討C | 1 箇所 |
| 地すべり対策工補修設計 詳細図作成   | 10 枚 |
| 設計打合せ               | 1 式  |

### 1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

### 1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けたうえで、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

#### 1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書1-13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から390日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

#### 1-5 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

| 貸与資料 | 業務名等                      | 貸与予定日           | 備考    |
|------|---------------------------|-----------------|-------|
| 報告書  | 山形自動車道 風明山トンネル西坑口地すべり対策設計 | 契約締結の日の翌日より7日以内 | 電子成果品 |
| 報告書  | 山形自動車道 風明山地すべり対策詳細設計      | 契約締結の日の翌日より7日以内 | 電子成果品 |

|     |                             |                 |       |
|-----|-----------------------------|-----------------|-------|
| 報告書 | 令和7年度 山形管理事務所管内 地滑り動態観測検討業務 | 契約締結の日の翌日より7日以内 | 電子成果品 |
| 報告書 | 令和8年度 山形管理事務所管内 地滑り動態観測検討業務 | 令和9年7月1日        | 電子成果品 |
| 報告書 | 山形自動車道 R7 風明山地区土質調査         | 契約締結の日の翌日より7日以内 | 電子成果品 |
| 報告書 | 詳細点検結果                      | 契約締結の日の翌日より7日以内 | 電子成果品 |
| 報告書 | 地すべり等のり面技術検討会資料             | 契約締結の日の翌日より7日以内 | 電子成果品 |

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く。

#### 1-6 受注者相互の協力

共通仕様書1-20「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

| 調査等業務名                         | 履行期間                    | 受注者                | 発注機関 | 備考             |
|--------------------------------|-------------------------|--------------------|------|----------------|
| 山形自動車道<br>R8 山形管内土質調査          | 令和8年4月28日～<br>令和9年3月23日 | (株)応用地質            | 当社   | 成果品の使用<br>隣接施行 |
| 令和8年度 山形管理事務所管内 地滑り動態観測検討業務    | 令和8年4月1日～<br>令和9年6月30日  | (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 | 当社   | 成果品の使用<br>隣接施行 |
| 保全工事業務等の実施に関する年度協定<br>道路保全工事業務 | 令和8年4月1日～<br>令和9年3月31日  | (株)ネクスコ・メンテナンス東北   | 当社   | 隣接施行           |

#### 1-7 部分使用

共通仕様書1-36「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

| 内容        | 使用開始時期    | 使用理由                           |
|-----------|-----------|--------------------------------|
| 地すべり対策工検討 | 令和9年10月下旬 | 監督員が行う関係機関との協議及び別途実施する調査等業務で使用 |

#### 1-8 計画工程表

##### 1-8-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」（2）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式-2）の作成にあたっては、下表の項目毎に作業完了時期を明示し提出するもの

とする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議のうえ変更することができるものとする。

計画工程表は、本特記仕様書 1－5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書 1－9－3「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書 1－2 2「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

| 設計種別 | 項目                   | 備考 |
|------|----------------------|----|
| 道路設計 | 現地踏査                 |    |
|      | 地すべり対策工検討 安定解析       |    |
|      | 地すべり対策工検討 防止工法の選定    |    |
|      | 地すべり対策工補修設計 補修計画検討 A |    |
|      | 地すべり対策工補修設計 補修計画検討 B |    |
|      | 地すべり対策工補修設計 補修計画検討 C |    |
|      | 地すべり対策工補修設計 詳細図作成    |    |
|      | 設計報告書の作成             |    |
|      | 設計打合せ                |    |

#### 1－8－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1－2 2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載したうえで監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1－4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－1 4－3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員との協議のうえ決定するものとする。

#### 1－9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－2 2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

#### 1－1 0 工事記録情報の作成及び提出について

(1) 共通仕様書 1－4 4－1「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 8 年 7 月版とする。

(2) 受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（本特記仕様書様式－3）を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発

行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

(3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

#### 1-1-1 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者として協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

#### 1-1-2 クマ対策に係る費用

##### 1-1-2-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

##### 1-1-2-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

| 品 目                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠 |

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

##### 1-1-2-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

## 第2章 業務細部に関する事項

### 2-1 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1「適用すべき諸基準」に以下を追加する。

| 種別         | 番号 | 要領及び示方書等                                      |
|------------|----|-----------------------------------------------|
| 各設計に<br>共通 | 28 | 国土交通省 水管理・国土保全局 貯水池の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・同解説 |
|            | 29 | 社団法人 日本道路協会 道路土工 切土工・斜面安定工指針                  |

### 2-2 業務の内容

本業務は、山形自動車道 西川IC～月山IC間にある地すべり地区「風明山トンネル西坑口地区」及び「中ノ沢地区」において、地すべり対策工について検討、概略設計を行うものである。あわせて、山形管内の地すべり対策工(排水トンネル、集水井等)に発生している変状の補修について詳細設計を行うものである。

本業務を実施するにあたっては、共通仕様書5-2-1「適用すべき諸基準」に定める諸基準及び本特記仕様書1-5「資料の貸与」に定める資料を適用するものとする。

### 2-3 設計条件

本設計の設計条件は次のとおりとする。

#### (1) 対策工設計で対象となる各地すべり地区の対策工の概要

風明山トンネル西坑口地区の既設対策工

| 工種        | 施工内容                                                                                                                                                                                            |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 深礎杭工      | φ3000(4本) L=27.5～30.5m、φ3500(4本) L=27.5～28.0m                                                                                                                                                   |
| 鋼管抑止杭工    | φ400(17本：うち11本アンカー付)<br>φ300(100本) L=8.0～46.5m                                                                                                                                                  |
| 抑え盛土工     | 26,890m <sup>3</sup>                                                                                                                                                                            |
| 水抜きボーリング工 | 風明山トンネル坑内：L=10m(10本)、L=13.8m(1本)、L=9.1m(1本)<br>風明山トンネル坑外：L=90m(4本)、L=80m(1本)、L=50m(1本)、L=40m(4本)<br>1号：L=550m(6本)、2号：L=450m(5本)、3号：L=845m(10本)、<br>4号：L=640m(8本)、5号：L=476m(8本)、6号：L=1,070m(11本) |
| 集水井       | 1号：H=25m 集水ボーリング L=1,375m(25本)、<br>2号：H=34m 集水ボーリング L=4,085m(58本)、<br>3号：H=21m 集水ボーリング L=3,495m(57本)、<br>4号：H=38.1m 集水ボーリング L=2,997m(50本)、<br>5号：H=40.1m 集水ボーリング L=4,397m(62本)                  |

中ノ沢地区の既設対策工

| 工種        | 施工内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 排水トンネル    | L=453m(ボーリング室 6 ヶ所、集水ボーリング L=4, 516m(98 本))                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 水抜きボーリング工 | 1 号 : L=955m(16 本)、2 号 : L=542. 5m(15 本)、3 号 : L=75m(6 本)、<br>4 号 : L=522m(15 本)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 集水井       | 1 号 : H=33m 集水ボーリング L=1, 339m(29 本)、<br>2 号 : H=34m 集水ボーリング L=1, 300m(26 本)、<br>3 号 : H=21m 集水ボーリング L=1, 700m(3 本)、<br>4 号 : H=11. 5m 集水ボーリング L=836. 5m(17 本)、<br>5 号 : H=20. 5m 集水ボーリング L=1, 540. 5m(32 本)、<br>6 号 : H=26. 5m 集水ボーリング L=2, 173m(42 本)、<br>7 号 : H=24. 5m 集水ボーリング L=1, 600m(32 本)、<br>8 号 : H=18m 集水ボーリング L=350m(8 本)、<br>9 号 : H=20. 5m 集水ボーリング L=1, 600m(32 本)、<br>10 号 : H=20m 集水ボーリング L=450m(9 本) |
| 排土工       | 35, 300m <sup>3</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 鋼管抑止杭工    | φ 450(32 本) L=16. 5～22. 0m                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 軽量盛土工     | 14, 600m <sup>3</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

(2) 補修設計で対象となる構造物の概要

【風明山トンネル西坑口地区】

| 構造物      | 施工内容                                       | 主な変状   |
|----------|--------------------------------------------|--------|
| 集水井 FW-2 | φ 3500 L=34. 1m<br>延べ集水延長 L=4085. 0m(58 本) | 検査路の腐食 |

【中ノ沢地区】

| 構造物      | 施工内容                                      | 主な変状             |
|----------|-------------------------------------------|------------------|
| 集水井 NW-4 | φ 3500 L=12. 0m<br>延べ集水延長 L=836. 5m(17 本) | ライナープレートの変形      |
| 排水トンネル   | L=453. 0m                                 | 覆工の変形、インバートのひび割れ |

2-4 現地踏査

現地踏査は、地すべりについて現地状況の把握や当該業務の課題及び契約内容について現地にて確認を行うものとし、共通仕様書 1-25 「合同現地踏査」に基づき合同現地踏査を実施するものとする。現地踏査により得られた情報と、その他の土質地質調査結果などに基づいて、本特記仕様書 2-5 「地すべり対策工検討」と 2-6 「地すべり対策工補修設計」を行うものとする。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員

に報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

#### (1) 現地踏査の内容

現地踏査の区分は、下表のとおりとする。

| 設計の区分 | 踏査範囲                                        | 附帯する構造物の<br>合計箇所 |
|-------|---------------------------------------------|------------------|
| 附帯工設計 | 風明山トンネル西坑口地区、中ノ沢地区、集水井 FW-2、集水井 NW-4、排水トンネル | 5 箇所             |

#### (2) 検測数量

現地踏査の検測数量は、一式とする。

### 2-5 地すべり対策工検討

#### 2-5-1 安定解析

安定解析とは、地すべり層について機構解析を行い、断面の安定度について検討を行うものをいう。業務の実施にあたっては、本特記仕様書 2-5-2「防止工法の選定」を行うために必要な現況の安定度を検討するものとする。

業務の実施にあたっては、本特記仕様書 1-5「資料の貸与」で示す資料及び、本特記仕様書 1-6「受注者相互の協力」で示す業務の成果品を考慮して、貸与及び使用する土質地質調査結果から得られた地盤条件及び、解析条件等についてあらかじめ監督員と打合せを行うものとする。

##### (1) 解析

解析は下表のとおりとし、その解析内容については監督員の指示によるものとする。

| 地すべり地区 | 断面       | 解析断面数 | 備考                    |
|--------|----------|-------|-----------------------|
| 中ノ沢地区  | A-1-1 断面 | 1     | 令和 6 年度融雪期のデータを使用して解析 |

##### (2) 検測数量

安定解析の検測数量は、解析を行った断面数（断面）とする。

#### 2-5-2 防止工法の選定

防止工法の選定とは、本特記仕様書 2-5-1「安定解析」の結果に基づいて、最適な防止工法を計画するものである。計画の内容は、方針、防止工法の選定(工種及び配置、構造、数量及び工事費概算比較検討表の作成)、施工要領(施工順序及び注意事項)とする。

比較検討は各地区 3 案を標準とし、効果を明確に比較するものとする。

あわせて、防止工法の選定を実施したのち、関係機関との協議に使用する設計協議資料作成も行うものとする。

業務の実施にあたっては、本特記仕様書 1-5「資料の貸与」で示す資料及び、本特記仕様書 1-6「受注者相互の協力」で示す業務の成果品を考慮して、貸与及び使用する土質地質調査結果から得られた地盤条件及び、工法の選定条件等についてあらかじめ監督員と打合せを行うものとする。

### (1) 対象箇所

対象箇所は下表のとおりとし、その内容については監督員の指示によるものとする。

| 地すべり地区       | 断面          | 備考 |
|--------------|-------------|----|
| 中ノ沢地区        | A-1-1 断面    |    |
| 風明山トンネル西坑口地区 | a-1 ブロック主測線 |    |

### (2) 協議資料作成

協議資料作成とは、本特記仕様書 2-5 「地すべり対策工検討」の内容を協議資料として整理することをいう。

協議資料作成で作成する項目は下表を参考とする。

| 作成項目    | 摘要                  |
|---------|---------------------|
| 技術検討会資料 | 地すべり等のり面技術検討会に用いる資料 |

### (3) 検測数量

防止工法の選定の検測数量は、検討を行った箇所数（箇所）とする。

## 2-6 地すべり対策工補修設計

### 2-6-1 補修計画検討

補修計画検討とは、設計図書及び監督員の指示に従って、下表に示す対象箇所の補修を実施するために必要な補修工法の立案、比較検討、施工計画の策定を行うこととし、あわせて概算工事費の算出を行うものとする。

#### (1) 補修工法の検討

補修工法の検討箇所は下記のとおりとする。

| 項目      | 地すべり地区           | 補修箇所     | 補修方針                                                | 変状原因 |
|---------|------------------|----------|-----------------------------------------------------|------|
| 補修計画検討A | 風明山トンネル<br>西坑口地区 | 集水井 FW-2 | 腐食した鋼材、検査路の補修<br>(集水井延長 L=34.1m)                    | 酸性水  |
| 補修計画検討B | 中ノ沢地区            | 集水井 NW-4 | 変形したライナープレート、<br>バーティカルスティフナーの<br>補修(集水井延長 L=12.0m) | 地すべり |
| 補修計画検討C | 中ノ沢地区            | 排水トンネル   | 内巻コンクリートの底版破損<br>及び、ひび割れの補修(延べ<br>変状延長 L=100.7m)    | 地すべり |

#### (2) 検測数量

地すべり対策工補修設計の検測数量は、箇所とする。

### 2-6-2 詳細図作成

詳細図作成とは、本特記仕様書 2-6-1 「補修計画検討」の結果を踏まえて、設計条件の整理、数量計算、図面作成（補修全体一般図、補修図、仮設図）を行うことをいう。なお、貸

与資料である完成図はT I F F形式であり、図面作成を行うにあたり完成図をT I F F形式からDWG形式に変換するものとする。

| 種別    | 数量   | 対象      | 図面の種類                                    | 難易度区分 |
|-------|------|---------|------------------------------------------|-------|
| 詳細図作成 | 10 枚 | 補修計画検討A | 補修全体一般図 1 枚<br>補修工詳細図 1 枚<br>仮設図（足場） 1 枚 | 普通    |
|       |      | 補修計画検討B | 補修全体一般図 1 枚<br>補修工詳細図 1 枚<br>仮設図（足場） 1 枚 | 普通    |
|       |      | 補修計画検討C | 補修全体一般図 1 枚<br>補修工詳細図 3 枚                | 普通    |

## 2－7 電算機使用料

電算機使用料とは、本特記仕様書 2－5－1 「安定解析」を行うにあたり必要となる電算機の使用料やソフトウェア料をいう。

## 2－8 設計打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め 6 回とし、打合せの検測数量は 1 式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者との協議のうえ決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社山形管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及び Web 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者との協議のうえ決定するものとする。

## 2－9 交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、Web 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

## 2－10 成果品

本業務の成果品提出部数は、共通仕様書 1－4 5－5 「標準提出部数」に基づくものとし、報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。

本設計の成果品は次のとおりとする。また、図中記号等は共通仕様書 5－3－8 「成果品一覧表」（1）によるものとする。

成果品の項目に変更がある場合は、監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

| 設計種別 | 成果品項目   | 出力時の縮尺<br>(分の1)    | 出力用紙の<br>大きさ | 尺度 | 提出<br>部数 | 摘要 |
|------|---------|--------------------|--------------|----|----------|----|
| 概略設計 | 設計報告書   | —                  | A 4          | 原寸 | 1        |    |
|      | 位置図     | 50,000～<br>125,000 | A 3          |    | 1        |    |
|      | 縦断図     | —                  | A 3          |    | 1        |    |
|      | 詳細図     | —                  | A 3          |    | 1        |    |
|      | 設計計算書   | —                  | A 4          |    | 1        | 製本 |
| 詳細設計 | 設計報告書   | —                  | A 4          |    | 1        |    |
|      | 補修全体一般図 | 500、1,250          | A 3          |    | 1        |    |
|      | 補修工詳細図  | —                  | A 3          |    | 1        |    |
|      | 仮設図     | —                  | A 3          |    | 1        |    |
|      | 設計計算書   | —                  | A 4          |    | 1        | 製本 |
|      | 数量計算書   | —                  | A 4          |    | 1        | 製本 |

### 第3章 補足事項

#### 3-1 調査等打合簿への概略業務量の提示

(1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師 B 換算の人工数と期間)を「調査等打合簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

(2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

#### 3-2 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領(令和5年10月 東日本高速道路株式会社)に基づき、共通仕様書1-23「立会い及び検査」に定める立会い及び検査について、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、立会い及び検査の実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

#### 3-3 現地立入

風明山トンネル西坑口地区と中ノ沢地区及びその周辺には、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所の管理する敷地があるため、現地立入の際は、事前に発注者と十分な打合せを行わなければならない。また、現地踏査の着手にあたっては、着手の5日前(休日等を除く)までに発注者に連絡するものとする。

また、立木等の伐採はできる限り行わないよう配慮し、伐採が必要な場合は、事前に発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

#### 3-4 技術検討会への協力

本業務は、別途開催される「東北支社管内 地すべり等のり面技術検討会」(以下、「技術検討会」という)に関する業務と並行して行うものであり、受注者は業務の遂行にあたり必要に応じて技術検討会への出席並びに資料の提供等を行うものとする。なお、技術検討会の開催時期については別途通知する。これに伴う増加費用等については別途監督員と協議し定めるものとする。

#### 3-5 設計図書の変更及び追加について

本業務の実施に際し、以下について変更又は追加する場合がある。

なお、業務の変更又は追加については、監督員の指示によるものとし、業務の実施及びこれに伴う増加費用の支払いについては監督員と受注者との協議により別途定めるものとする。

(1) 関係機関との協議結果に基づく業務内容の変更及び追加

(2) 設計打合せの結果に基づく解析業務の変更及び追加

(3)「技術検討会」の討議結果に基づく業務内容の変更及び追加

以 上

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社  
支社長 殿

住所  
会社名  
代表者

履行期間通知書

調査等名 ○○自動車道 ○○業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ( 日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ( 日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ( 日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

以 上



監督員  
\_\_\_\_\_ 殿

受 注  
管理技術者  
\_\_\_\_\_ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

|         |                         |             |     |
|---------|-------------------------|-------------|-----|
| 発 注 者 名 | 東日本高速道路(株) 東北支社 ※□管理事務所 |             |     |
| 調 査 等 名 | 〇〇自動車道 〇〇業務             |             |     |
| No.     | 工 種 名                   | 工事情報(テーブル名) | 数 量 |
|         |                         |             |     |
|         |                         |             |     |
|         |                         |             |     |
|         |                         |             |     |
|         |                         |             |     |
|         |                         |             |     |
|         |                         |             |     |
|         |                         |             |     |

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。